

令和元年における人身取引事犯の検挙状況等について

1 人身取引（性的サービスや労働の強要等）事犯の検挙状況

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
検 挙 件 数	44件	44件	46件	36件	57件
検 挙 人 員	42人	46人	30人	40人	39人
被 害 者 数	49人	46人	42人	25人	44人

(1) 被疑者の状況

- 国籍・地域別では、日本が38人と97.4%を占める。
- 風俗店等関係者が8人（20.5%）、暴力団構成員等が5人（12.8%）。

(2) 被害者の状況

- 国籍・地域別では、日本が34人（77.3%）、外国が10人（22.7%）。
外国はフィリピンが9人、ブラジルが1人。
- 外国人の在留資格は、興行が6人、短期滞在が2人、その他が2人。
過去5年間では、短期滞在が63.9%と最多。
- 性別は、全て女性であり、過去5年間も女性が96.6%を占める。
- 年齢別は、日本人は20歳未満が61.8%を占め、過去5年間でも61.0%と最多。
外国人は20歳代が90.0%を占め、過去5年間でも58.0%と最多。

2 主な施策

(1) 民間企業等との連携強化

- 警察庁主催の人身取引事犯に係るコンタクトポイント連絡会議に宿泊業界団体等を招へい。
- 航空会社による航空機内での人身取引被害者発見時の通報制度開始。

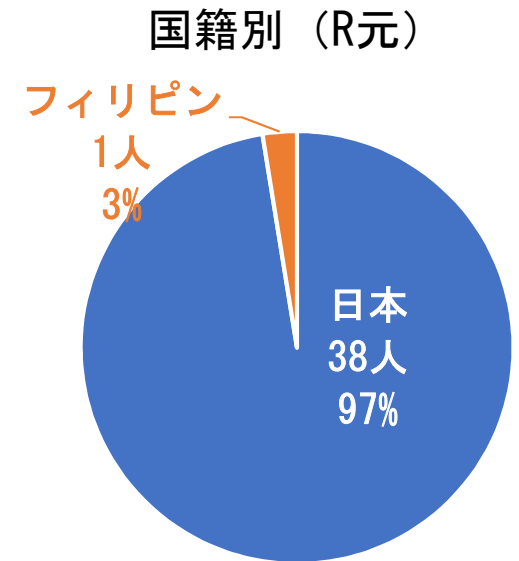
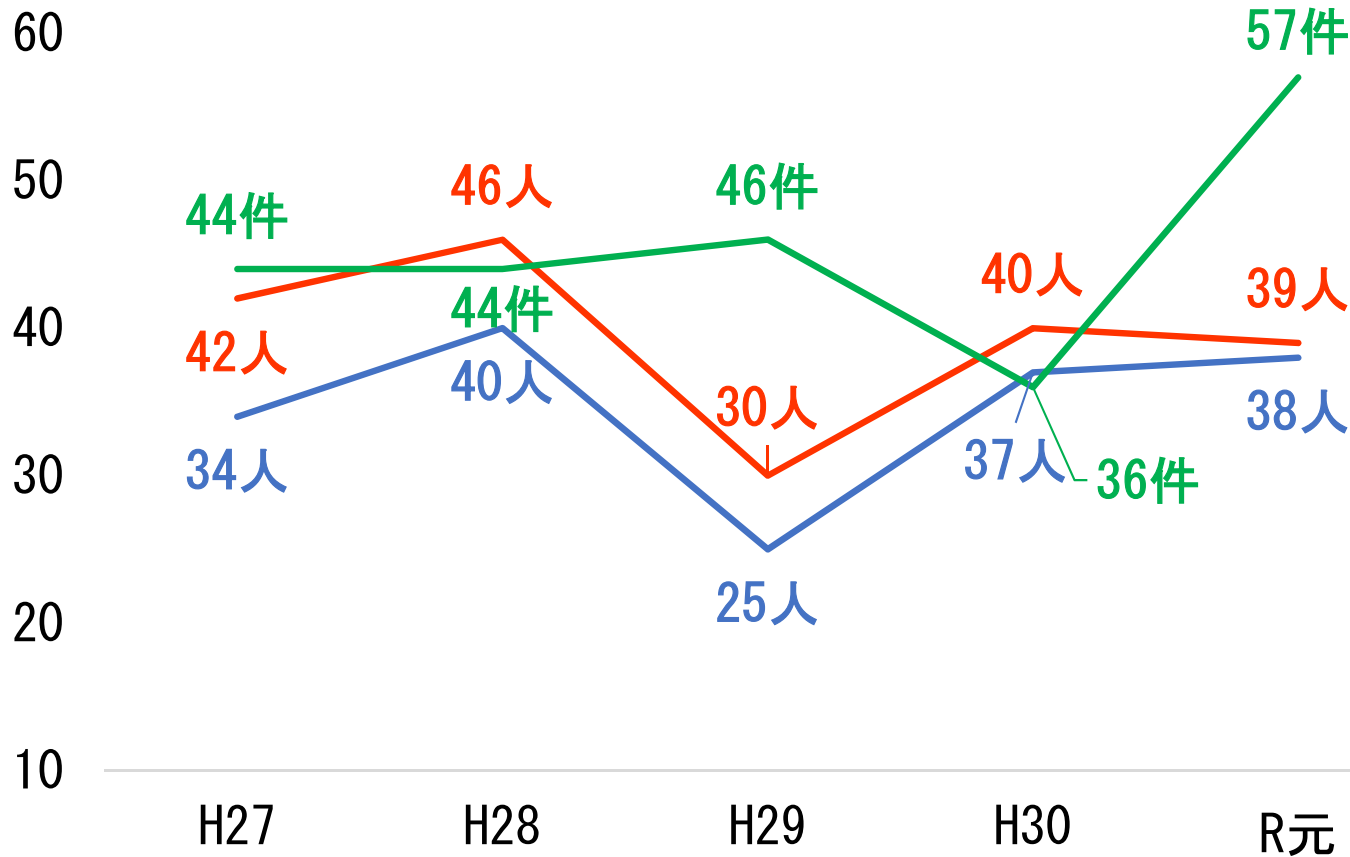
(2) 人身取引被害者の被害申告を促すための対策

- 人身取引被害リーフレットを外国人技能実習機構、成田国際空港等へ配布。

3 今後の対策

- (1) 人身取引事犯の確実な認知
- (2) 人身取引被害者の的確な保護・支援
- (3) 関係機関との連携等による取締りの徹底

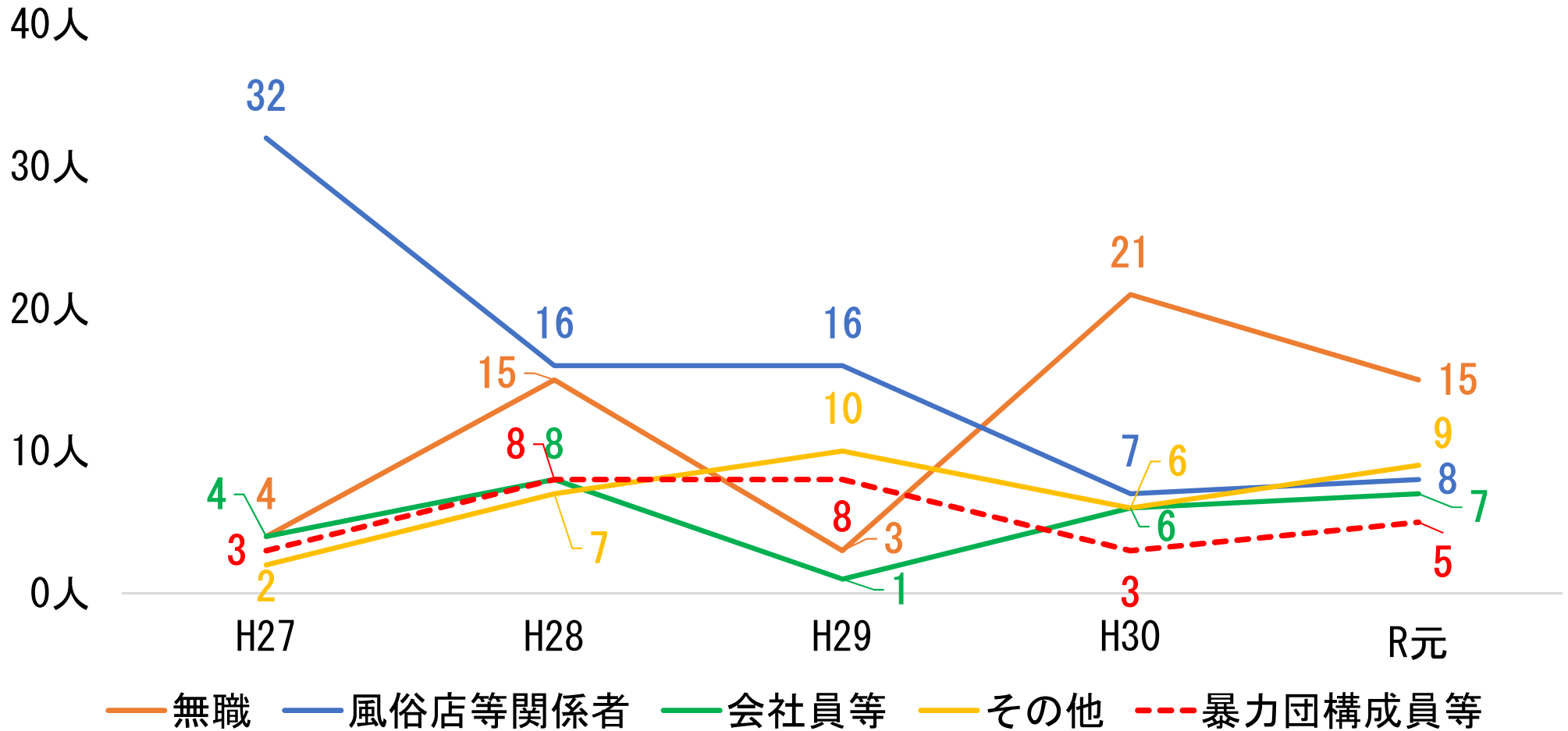
1 検挙件数・検挙人員の推移



— 検挙人員 — 検挙人員のうち日本人 — 検挙件数

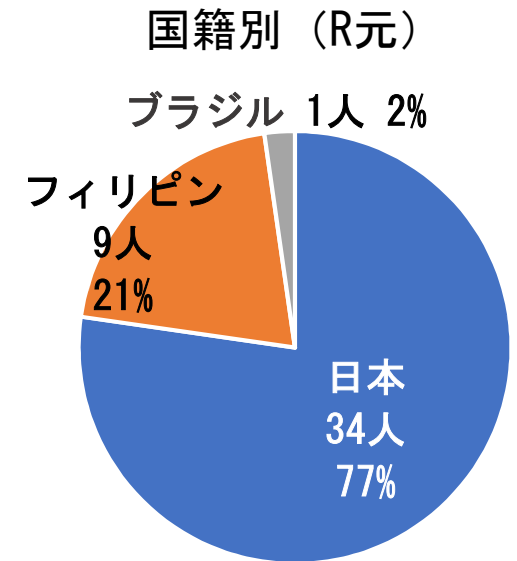
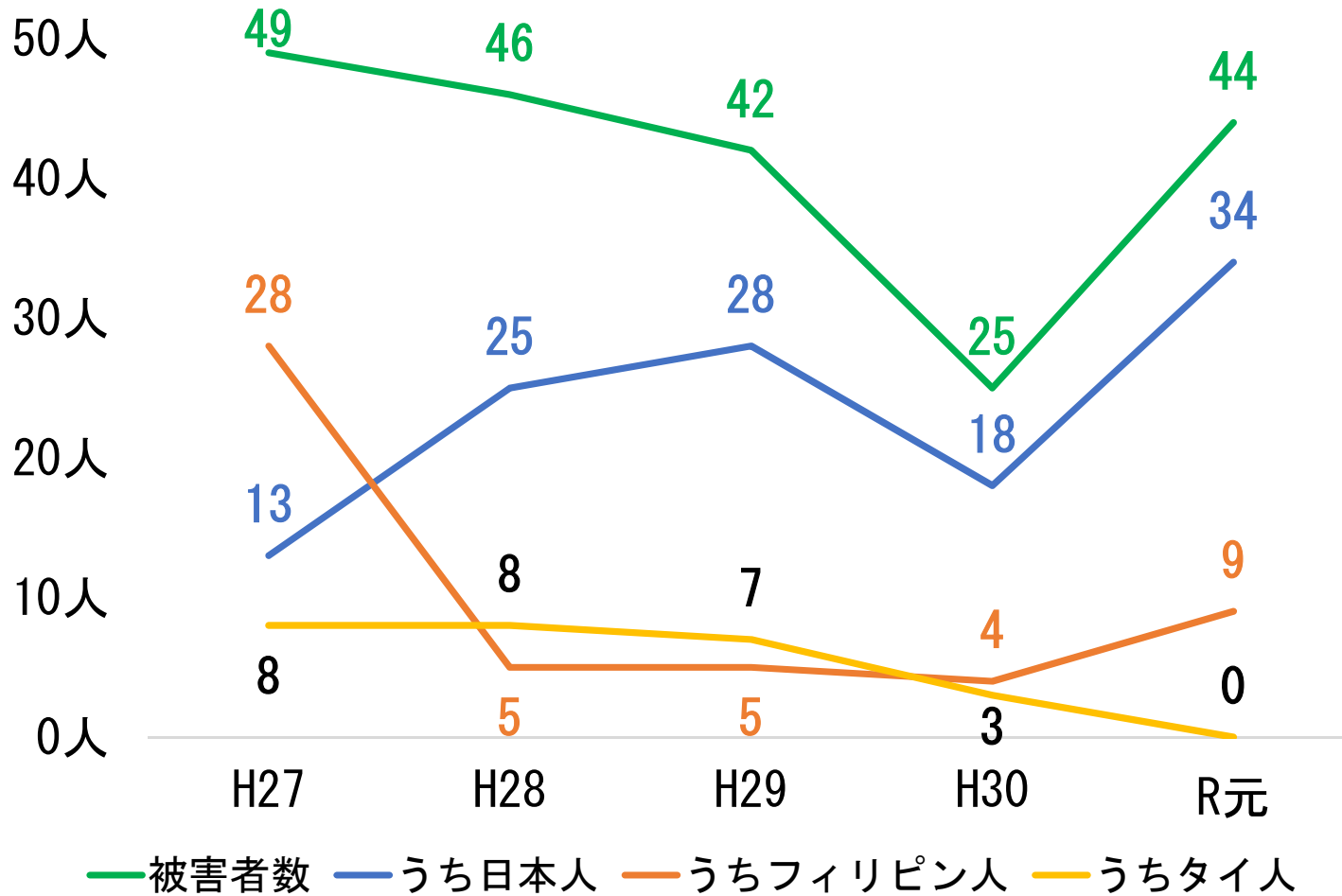
過去5年間の検挙人員は、おおむね横ばいで推移。
被疑者の国籍は、各年とも日本人が最多で、過去5年間でも88.3%を占めている。

2 被疑者の職業等



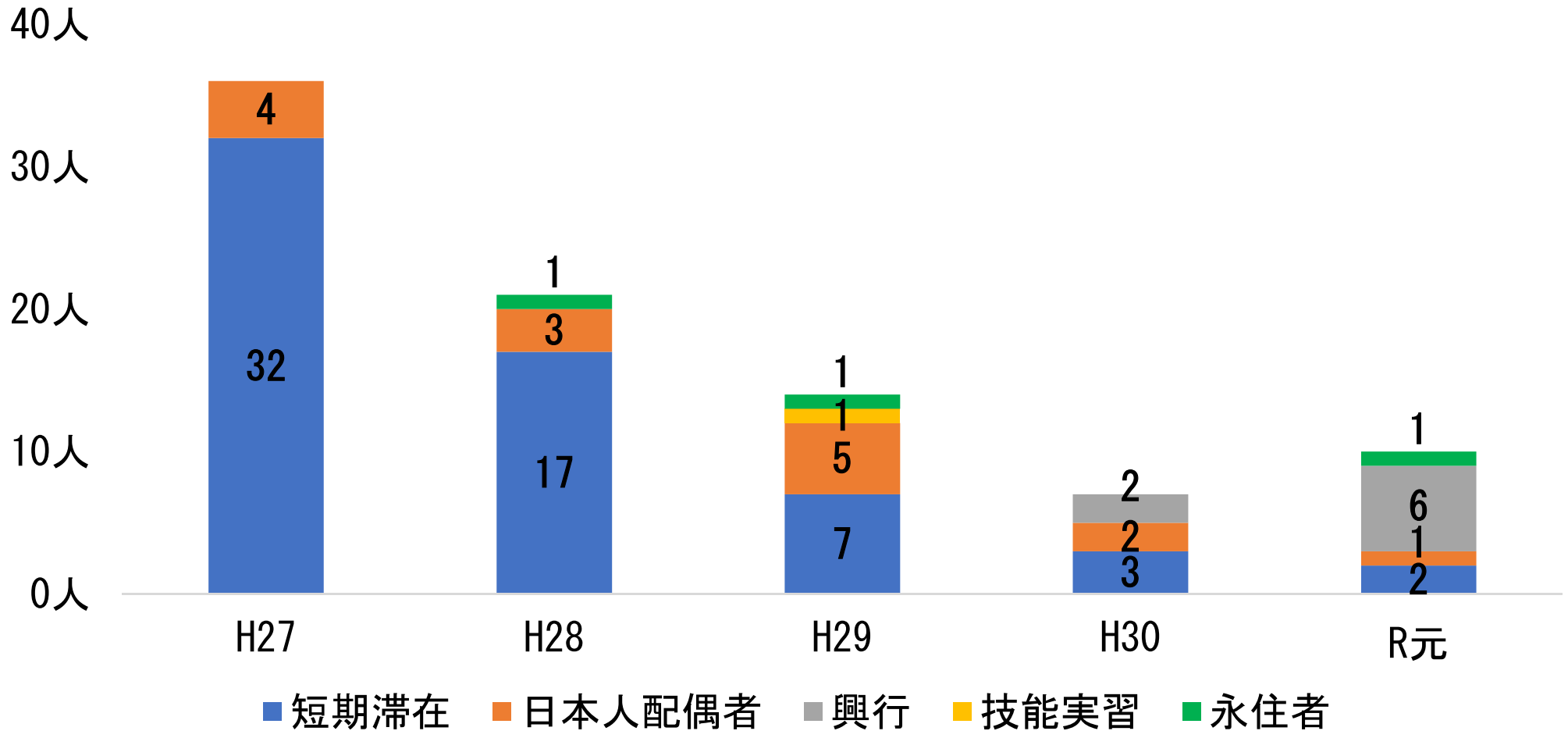
令和元年の被疑者の職業等は、無職、風俗店等関係者、会社員の順となっている。
暴力団構成員等は、おおむね横ばいで推移。

3 被害者数の推移



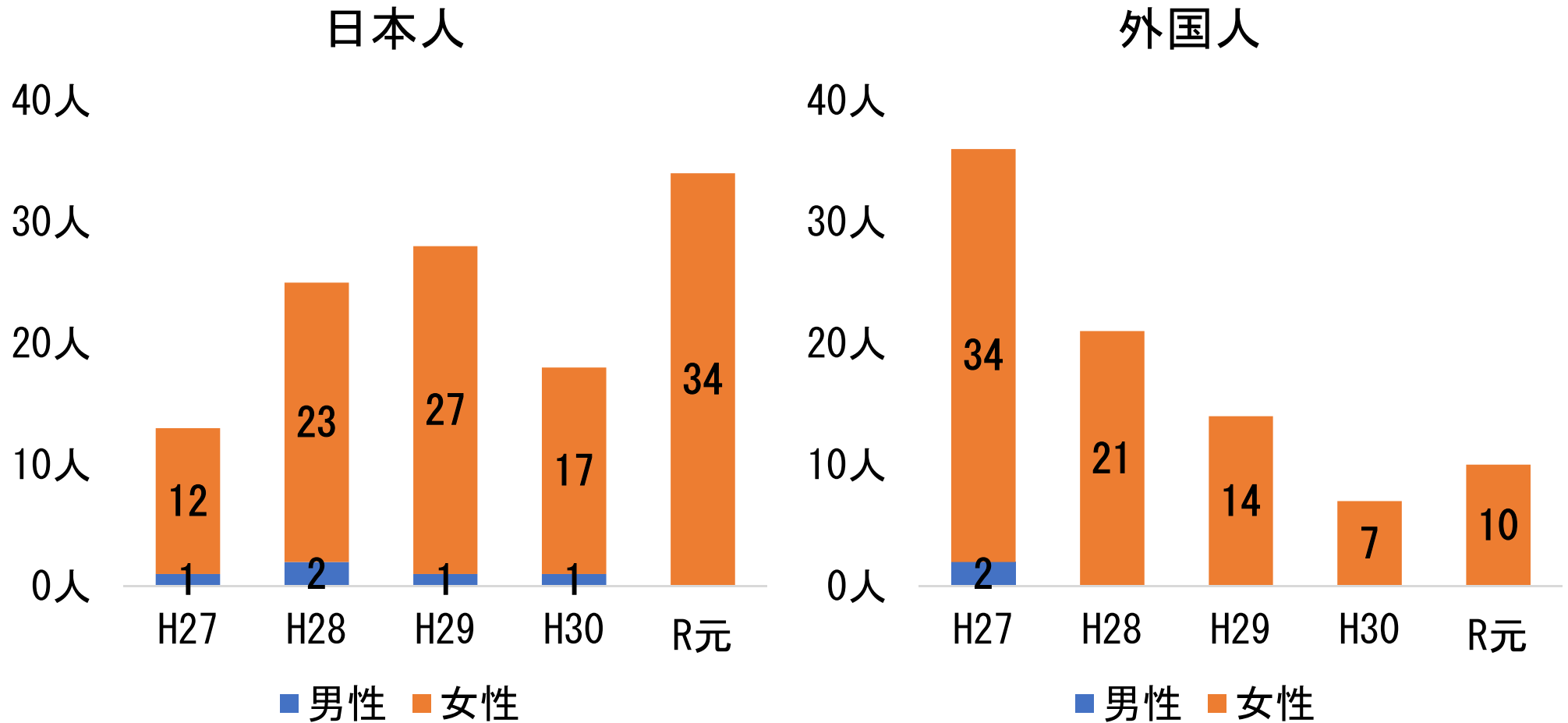
被害者の国籍は、日本人が多く、過去5年間でも57.3%を占めている。

4 外国人被害者の入国時在留資格



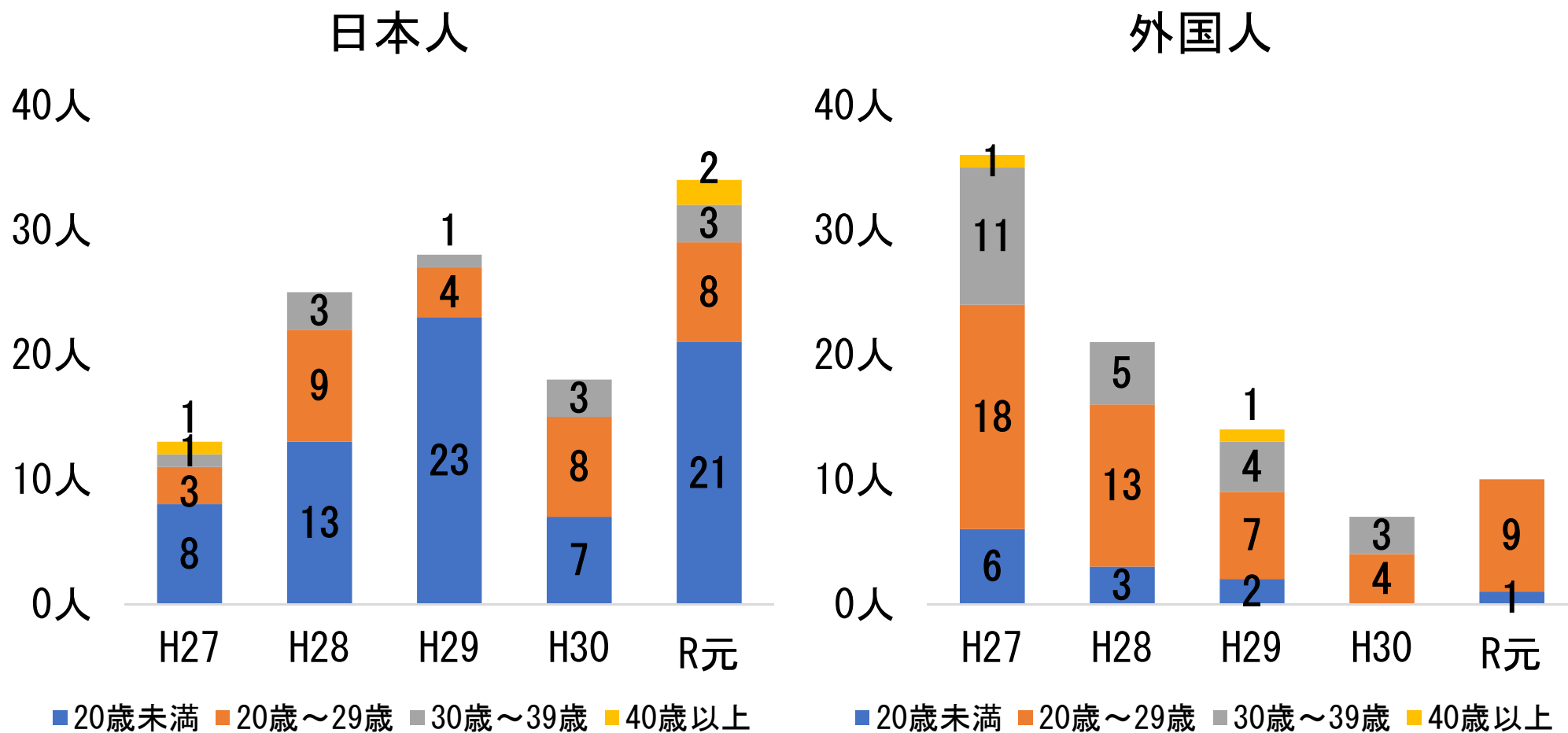
過去5年間の外国人被害者の入国時在留資格は、短期滞在が69.3%、日本人配偶者が17.0%、興行が9.1%の順となっている。

5 被害者の状況 男女別（日本人・外国人別）



性別では、日本人、外国人ともに、被害者のほとんどが女性。
過去5年間でも女性の被害者が96.6%を占めている。

6 被害者の状況 年齢別（日本人・外国人別）



日本人被害者は、20歳未満が過去5年間で61.0%と最多。
外国人被害者は、20歳代が過去5年間で58.0%と最多。

7 主な検挙事例

1	新潟県警察	<p>被疑者らは、フィリピン国内においてダンサーとして募集した同国の被害女性6名を興行の在留資格で来日させ、入国後は旅券を取り上げるなどした上、被疑者が経営する社交飲食店のホステスとして稼働させ、その報酬を搾取していたもの。</p> <p>被疑者らを出入国管理法違反で逮捕。</p>
2	愛知県警察	<p>被疑者は、SNSを通じて募集した被害児童2名を自身が店長を務める社交飲食店で稼働させ、性的サービスを提供させる目的で、就業中における外出を制限し、無断欠勤等に対して制裁金を科すなどして被害児童らを店内に待機させるなどし、児童を自己の支配下に置いていたもの。</p> <p>被疑者を児童福祉法違反で逮捕。</p>
3	大阪府警察	<p>被疑者は、自身が勤務する飲食店において被害女性に遊興をさせ続け、飲食等の未払代金として負わせた借金の返済名目で、「返済が足りなかったら殺されるかもしれない。」などと同人に申し向け、困惑させ、出会い系サイトを通じて募集した者との売春を強要するなどし、その代金を搾取していたもの。</p> <p>被疑者を売春防止法違反で逮捕。</p>

8 主な施策及び今後の対策

1 主な施策

(1) 民間企業等との連携強化

- 警察庁主催の人身取引事犯に係るコンタクトポイント連絡会議に宿泊業界団体等を招へい。
- 航空会社による航空機内での人身取引被害者発見時の通報制度開始。

(2) 人身取引被害者の被害申告を促すための対策

- 人身取引被害リーフレットを外国人技能実習機構、成田国際空港等へ配布。

2 今後の対策

- (1) 人身取引事犯の確実な認知
- (2) 人身取引被害者の的確な保護・支援
- (3) 関係機関との連携等による取締りの徹底